

令和 8 年度

一般廃棄物処理（ごみ・生活排水）
実施計画

田 舎 館 村

目次

令和8年度 田舎館村一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理実施計画

第1章 基本事項.....	- 1 -
I 基本事項	- 1 -
1. 計画の目的	- 1 -
2. 計画期間.....	- 1 -
3. 計画区域 田舎館村	- 1 -
4. 収集計画人口・世帯数予測	- 1 -
第2章 ごみ.....	- 2 -
II ごみ処理計画量	- 2 -
1. ごみ処理計画量.....	- 2 -
2. 収集及び処理計画量	- 3 -
3. ごみ搬入者別収集計画量（家庭系・事業系）	- 3 -
4. 資源ごみ分別収集量	- 3 -
5. 危険物分別回収量	- 4 -
6. 使用済小型家電回収量.....	- 5 -
III ごみの処理主体	- 7 -
IV ごみ減量化・資源化計画.....	- 8 -
1. 家庭系一般廃棄物	- 8 -
2. 事業系一般廃棄物	- 8 -
V 収集運搬計画	- 9 -
1. 基本事項.....	- 9 -
2. 一般廃棄物処理業の許可について.....	- 9 -
3. 村外からの廃棄物受け入れ	- 9 -
4. 分別区分等（家庭系ごみ）	- 10 -
5. 分別区分等（事業系ごみ）	- 11 -
6. 収集・処理できない家庭系一般廃棄物	- 12 -
7. ステーション数.....	- 12 -
VI 処理施設の概要.....	- 13 -
1. 中間処理施設	- 13 -
2. 最終処分施設	- 13 -
第3章 生活排水.....	- 15 -
I し尿・浄化槽汚泥排出量.....	- 15 -
II し尿・浄化槽汚泥の処理主体	- 15 -
1. 収集運搬の概要.....	- 15 -
2. 処理施設の概要.....	- 15 -
III 適正処理の推進	- 16 -
1. 広報・啓発活動.....	- 16 -
IV し尿処理体制の検討及び実施	- 16 -

令和 8 年度 田舎館村一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

第 1 章 基本事項

I 基本事項

1. 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、ごみ減量化・資源化及び適正処理を推進するために策定するものである。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項

市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない

2. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

3. 計画区域 田舎館村

4. 収集計画人口・世帯数予測

	人 口	世 帯 数
田 舎 館 村	7,085	2,960

第2章 ごみ

I ごみ処理計画量

1. ごみ処理計画量

(単位：t)

区 分		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和8年度 計画量(予測)
総 人 口		7,460	7,375	7,254	7,085
年 間 日 数		365	366	365	365
	可燃ごみ	1,745	1,752	1,731	1,717
	不燃ごみ	318	304	304	302
	粗大ごみ	92	99	104	103
	資源ごみ	154	156	144	143
	埋立ごみ	0	0	0	0
	年間排出量	2,309	2,311	2,283	2,265
家 庭 系	可燃ごみ	1,370	1,378	1,361	1,350
	不燃ごみ	307	292	293	291
	粗大ごみ	89	97	102	101
	資源ごみ	154	156	144	143
	埋立ごみ	0	0	0	0
	計	1,920	1,923	1,900	1,885
事 業 系	可燃ごみ	375	374	370	367
	不燃ごみ	11	12	11	11
	粗大ごみ	3	2	2	2
	資源ごみ	0	0	0	0
	埋立ごみ	0	0	0	0
	計	389	388	383	380
1人1日あたりの排出量(g)		848	856	862	876

- ・実績値は「一般廃棄物処理実態調査」より抜粋。
- ・計画量は、前年度の1人1日当たりの排出量と、計画年度の総人口予測で算出。
- ・資源ごみは、旧黒石地区清掃施設組合委託と市町村委託及び市町村直接搬入の合算。

2. 収集及び処理計画量

(単位: t)

地区	区 分	ごみ収集内訳					計	ごみ処理内訳		
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源 ごみ	埋立 ごみ		ごみ焼却 施設	資源化 施設	資源化 業者
田舎館村	委 託	1,302	281	81	143	0	1,807	1,325	362	143
	市町村収集	0	1	0	0	0	1	0	1	0
	許 可	363	15	8	0	0	386	369	23	0
	直 接 搬 入	52	5	12	0	0	69	53	17	0
	計	1,717	302	101	143	0	2,263	1,747	403	143

3. ごみ搬入者別収集計画量（家庭系・事業系）

(単位: t)

ごみ種類		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	計
家 庭 系	村委託	1,303	280	81	0	1,664
	村許可業者	16	5	0	0	21
	直接搬入	29	6	16	0	51
	小計	1,348	291	97	0	1,736
事 業 系	村許可業者	346	11	0	0	357
	直接搬入	23	0	4	0	27
	小計	369	11	4	0	384
年 間 排 出 量	村委託	1,303	280	81	0	1,664
	村許可業者	362	16	0	0	378
	直接搬入	52	6	20	0	78
	計	1,717	302	101	0	2,120

4. 資源ごみ分別収集量

村の各地区ステーション及び拠点施設から収集された資源ごみ（ペットボトル・びん類・空き缶）は弘前地区環境整備事務に直接搬入され、ペットボトルは衣類やシート原料として再利用、びん類はびんの原材料及び路盤材、空き缶は磁力選別によりスチールとアルミに分別され、製鉄原料として再利用される。

プラスチック（容器包装プラスチック・製品プラスチック）は民間事業者へ直接搬入され、プラスチック製品原料として再利用。古紙類は品目ごとに圧縮梱包され資源化工場に運搬し、再生紙原料に再利用されている。

令和 8 年度資源物収集計画（予測数量）

（単位：t）

品 目	予測数量
ペットボトル	13
その他のプラスチック	22
ガラスびん	23
うち、茶色	9
無色	10
その他	4
新聞紙	17
その他の紙類	27
ダンボール	31
紙パック	1
スチール缶	6
アルミ缶	3
計	143

・品目別排出量は、令和 5 年度実績を参考に算出。

5. 危険物分別回収量

黒石地区清掃施設組合で共同処理を行っていた平成 29 年 8 月に、カセットコンロ用ガスボンベが原因と思われる大規模な爆発事故が発生したことにより、事故や災害防止を目的として平成 29 年 12 月より分別回収を実施している。

回収品目をスプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ及びライターとし、不燃ごみ収集時に各ステーションへ備え付けの分別回収用ネットから回収している。回収品は、ガス抜き作業で無害化した後、スプレー缶及びカセットコンロ用ガスボンベは再資源化し、ライターは破砕処理している。

令和 8 年度危険物収集計画（予測数量）

品目	予測数量
スプレー缶・ カセットコンロ用ガスボンベ	17,725 本
再資源化重量	2 t
ライター	6,682 本

・回収量は過去の計画数量より算出。

6. 使用済小型家電回収量

平成25年4月より、使用済小型家電に含まれるベースメタル、貴金属また「レアメタル」といわれる希少金属などをリサイクルし、有効活用するため「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行された。

村では、令和8年4月より弘前地区環境整備事務組合において、破碎処理前に「ピックアップ回収」を実施している。

1) 使用済小型家電回収計画量

ピックアップ回収量	200 kg
-----------	--------

・回収量は村実績より推計。

2) 対象となる品目（制度対象品目全28品目）

(1) 制度対象品目（全28品目）

- ① 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- ② 携帯電話端末及びPHS端末その他の無線通信機械器具
- ③ ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（家電リサイクル法に掲げるテレビジョン受信機を除く）
- ④ ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具
- ⑤ デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- ⑥ パーソナルコンピュータ
- ⑦ 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
- ⑧ プリンターその他の印刷装置
- ⑨ ディスプレイその他の表示装置
- ⑩ 電子書籍端末
- ⑪ 電動ミシン
- ⑫ 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- ⑬ 電子卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- ⑭ ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- ⑮ 電動式吸入器その他の医療用電子機械器具
- ⑯ フィルムカメラ
- ⑰ ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（家電リサイクル法に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く）
- ⑱ 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（家電リサイクル法に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く）
- ⑲ 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（家電リサイクル法に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
- ⑳ 電気コタツ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- ㉑ ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- ㉒ 電気マッサージ器

- ㊸ ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
 - ㊹ 電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具（エンジン式のものを除く）
 - ㊺ 蛍光灯器具その他の電気照明器具
 - ㊻ 電子時計及び電気時計
 - ㊼ 電子楽器及び電気楽器
 - ㊽ ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
- これらの付属品（リモコン・ケーブル・充電器等）

3）回収方法（ボックス回収）

田舎館村民体育館、田舎館村ふれあいセンター及び田舎館村光田寺コミュニティセンターに回収ボックスを設置し、村民が持ち込む。

（対象品目のうち、回収ボックスに入るもの。但し、パソコンを除く）

※パソコンは連携事業者による宅配便回収に申込む。（リネットジャパン <http://www.renet.jp>）

4）処理方法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた認定業者東京鉄鋼（株）へ再資源化処理委託し手選別及び機械選別により分解しアルミや鉄類などの金属類とプラスチック類、基板等に細分化する。基盤等は精錬処理し、レアメタル等を抽出する。

プラスチック等は製鉄の際の燃料等に使用し、100%再利用している。

Ⅱ ごみの処理主体

	区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家 庭 系	可燃ごみ	村(委託) 許可業者 直接搬入	弘前地区環境 整備事務組合	弘前市
	不燃ごみ			
	粗大ごみ			
	犬・ねこ等の死骸			
	空き缶・ペットボトル・ガラスびん		弘前地区環境 整備事務組合 民間業者	
	使用済小型家電			
	古紙類			
	プラスチック資源			
事 業 系	可燃ごみ	許可業者 直接搬入	弘前地区環境 整備事務組合	弘前市
	不燃ごみ			
	粗大ごみ			
	空き缶・ペットボトル・ガラスびん			
	その他のプラスチック		民間業者	
	古紙類			

※「プラスチック資源」については、弘前市を中心とする 8 市町村連名の再商品化計画に基づき、中間処理を介さず直接民間業者で資源化を実施する。

Ⅲ ごみ減量化・資源化計画

1. 家庭系一般廃棄物

方 法	内 容
資源物回収事業の推進	資源物分別排出促進のため、24時間持ち込み可能な拠点施設の設置し、リサイクルの効率化を目指す。 設置場所：役場庁舎、田舎館村ふれあいセンター、田舎館村光田寺コミュニティセンター
広報やHP等による情報発信	村ホームページや広報紙「広報いなかだて」で分別促進に向けた啓発を行うほか、ごみ分別ポスターを年1回、村内全世帯に配布して、ごみの分別徹底を図る。
資源ごみ分別排出指導員の設置	各地区に設置されている資源物回収ステーションに「資源ごみ分別排出指導員」を設置し、地区におけるごみの減量化やリサイクルの啓発を図る。
使用済み小型家電の資源化	民間企業と提携し、使用済み小型家電回収ボックスを村内に設置し、小型家電のリサイクルを推進する。 設置場所：役場庁舎、田舎館村ふれあいセンター、光田寺コミュニティセンター
廃乾電池の資源化	廃乾電池回収ボックスを村内に設置し、廃乾電池の再資源化を促進する。 設置場所：村民体育館、田舎館村ふれあいセンター、光田寺コミュニティセンター
廃棄物適正排出の促進	定期的に村内でのパトロールの実施や、不法投棄防止看板の設置を通じて、家庭ごみの不適正排出を未然に防ぐ。

2. 事業系一般廃棄物

方 法	内 容
弘前地区オフィス町内会の活用促進	弘前地区オフィス町内会への参加を促進し、紙類を中心とした事業系一般廃棄物のリサイクル促進を図る。

IV 収集運搬計画

1. 基本事項

- 村が事業者へ委託して収集するごみは、村内の家庭系ごみとする。
- 家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別し、分別区分ごとの構成は、「家庭ごみの正しい出し方ポスター」排出方法により、決められた収集日の当日、朝8時までに決められた場所へ出す。
- 危険ごみ（スプレー缶、カートリッジガスボンベ、ライター）は火災及び爆発事故の原因となるため、不燃ごみのステーションに設置してある「危険物回収ネット」へ入れる。回収は不燃ごみ収集時に行う。
- 蛍光灯は購入した箱などに入れて割れないように保護し、燃やせないごみの袋に入れずにそのままステーションへ排出する。
- 引越などにより一時的に大量のごみを排出する場合は、適正に分別し、組合の施設に自ら搬入するか、収集運搬許可業者に処理を依頼する。（ステーションに一度に出せるごみは、5袋までとする。）
- 事業系ごみは、分別区分に従い適正に分別し、自らの責任において処理する。

1) 収集を行わない日

- (1) 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、祝日・振替休日も収集する。
- (2) 日曜日及び年末年始の12月31日～1月3日までは収集しない。ただし、12月31日に可燃ごみの収集が予定されている場合は、公衆衛生上の観点から収集する。

2) 粗大ごみ指定収集日 毎月第2水曜日

2. 一般廃棄物処理業の許可について

本計画書の「Ⅱごみの処理計画量」(P2)に記載された今年度の一般廃棄物の排出量に対し、既存の許可業者の収集運搬能力で円滑な収集運搬業務が遂行されていることに加え、許可業者が増加することで収集運搬能力が過剰になる状況を鑑み、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業の新規許可は交付しないこととする。

ただし、村内のごみ排出状況の変化や資源化促進の観点等により、今後必要と認められる場合はこの限りではない。

3. 村外からの廃棄物受け入れ

他市町村からの廃棄物の搬入については、搬入市町村（または排出者所在市町村）と協議を行い、関係法令に抵触する恐れがない場合に限り実施するものとする。ただし、市町村委託以外による搬入の場合は、村の一般廃棄物収集運搬業許可を取得すること。

4. 分別区分等（家庭系ごみ）

分別区分	収集回数	排出方法	収集方法	処理方法	
可燃ごみ	週 2 回	指定ごみ袋に入れて出す	ステーション方式	弘前地区環境整備センターにて焼却処理。	
不燃ごみ	月 2 回	指定ごみ袋に入れて出す 危険物は備え付けの危険物回収用ネットに入れる		弘前地区環境整備センターにて選別・圧縮し、金属は回収して製鉄会社へ売渡、びん・ペットボトルは日本容器包装リサイクル協会へ引渡す。	
粗大ごみ	月 1 回 (第 2 水曜日)	・集積場所へ持ち込み			
空き缶	月 2 回※	専用ネット（黄色）に入れる	ステーション方式 拠点施設		
ガラスびん (茶色)		茶色のコンテナに入れる			・民間の再処理事業者へ売却（資源化）
ガラスびん (無色)		白色のコンテナに入れる			
ガラスびん (その他)		青色のコンテナに入れる			
ペットボトル		専用ネット（青色）に入れる			
その他の プラスチック				・民間の再処理事業者へ売却（資源化）	
新聞紙					
段ボール		種類ごとに紙ひもで十字にしぼる			
その他の紙類					
紙パック					
使用済 小型家電	村内 3 か所の回収場所もしくはごみ処理施設へ持ち込む			・資源化处理 (委託処理)	
廃乾電池 廃蛍光管	市町村の回収場所もしくはごみ処理施設へ持ち込む			・資源化处理 (委託処理)	
犬・ねこ等の 死がい	直接ごみ処理施設に持ち込む			・可燃ごみと同じ	

※ 拠点施設は週 1 回（毎週土曜日）に回収。

5. 分別区分等（事業系ごみ）

分別区分	排出方法	処理方法
可燃ごみ	各事業者が、ごみ処理施設に自己搬入するか、許可業者へ処理を依頼する。	「V-3 分別区分等」と同じ
不燃ごみ		
粗大ごみ		
ペットボトル	各事業者が、ごみ処理施設に自己搬入するか、許可業者へ処理を依頼する。	資源化処理
その他のプラスチック		
ガラスびん(茶色)		
ガラスびん(無色)		
ガラスびん(その他)		
新聞紙	各事業者が、古紙回収業者に自己搬入するか、許可業者又は古紙回収業者へ処理を依頼する。	
段ボール		
その他の紙類		
紙パック		
空き缶	各事業者が、廃品回収業者に自己搬入するか、許可業者へ処理を依頼する。	

6. 収集・処理できない家庭系一般廃棄物

区 分	品目例	処理方法
有害性物質を含むもの	薬品・バッテリー、農薬、医療廃棄物（注射針など鋭利なもの、感染性のあるもの）など	販売店や取扱店に処理を依頼
危険性のあるもの	ガスボンベ、殺虫剤、ペンキ、シンナー、廃油（灯油・ガソリンなど）、家庭用ボイラー、塗料など	
処理に支障を及ぼすおそれがあるもの	ホームタンク、ドラム缶、自動車部品、ピアノ、農機具、ビニールハウス、除雪機、芝刈り機（エンジン付き）、裁断されていない畳、ブロック、耐火金庫など	
特定電化製品	・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) ・洗濯機 ・衣類乾燥機 ・冷蔵庫 ・冷凍庫 ・エアコン	・家電販売店に依頼 ・収集運搬許可業者に依頼 ・リサイクル券を購入し指定引取場所に持ち込む
パソコン ※1	デスクトップパソコン本体 ノートパソコン、ディスプレイ	・パソコンメーカーに回収の申し込みをするか、使用済小型家電として民間業者に持ち込む
リサイクルルートが確立されているもの	消火器、車、二輪車、タイヤ	取扱店に引取を依頼

※1 ・リネットジャパンへ処理を申し込む。

7 ステーション数

令和6年4月1日現在

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物(内拠点)	総数(内拠点)
田舎館村	184	159	135	26 (3)	504 (3)

※

V 処理施設の概要

1. 中間処理施設

(1) 焼却処理施設 【可燃ごみ】

所在地	青森県弘前市大字町田字筒井 6 - 2
処理能力	2 4 6 t / 日 (1 2 3 t / 日 × 2 基)
処理方式	全連続燃焼式
竣工年月	平成 1 5 年 4 月
発電能力	3 , 6 0 0 k W
発電量	1 7 , 8 1 0 M W h (令和 3 年度実績)

(2) 資源化施設 【不燃ごみ・粗大ごみ・資源物（びん類・缶・ペットボトル）】

所在地	青森県弘前市大字町田字筒井 6 - 2
処理能力	9 3 t / 5 h

2. 最終処分施設

(1) 弘前市埋立処分場 【可燃物焼却残渣】

所在地	青森県弘前市大字十腰内字猿沢 2 3 9 7
敷地面積	3 9 , 4 0 0 m ²
埋立方式	セル方式
埋立容量	2 2 4 , 0 0 0 m ³
埋立期間	平成 3 0 年 6 月 ~

《 参 考 》

1) し尿等希釈投入施設（施設名称：津軽広域クリーンセンター）

所在地	弘前市大字津賀野字浅田 1273
処理方式	夾雑物除去、希釈投入方式
処理能力	116kl / 日
竣工年月	平成 2 7 年 9 月

2) 資源物中間処理施設

(1) 弘前地区資源保管ヤード（事業主体：青森県エコ・リサイクル事業協同組合） 【古紙 4 種】

所在地	青森県弘前市大字堅田 1 丁目 4 - 2 番地
開設年月	平成 1 1 年 4 月
建物面積	約 4 8 0 m ² (延べ床面積)
処理方式	手選別

(2) 株式会社青南商事黒石プラスチックリサイクル工場 【プラスチック資源】

所在地	黒石市大字竹鼻字南野田 6 2 - 1
開設年月	令和 7 年 1 1 月
建物面積	約 3, 4 8 7 m ² (延べ床面積)

3) 処理不適物

事業者名	施設所在地	処理対象物	処理方法
(株)丸勝小野商事	田舎館村大字高樋字川原田 3 5 - 1	・農機具 ・バッテリー ・ドラム缶 ・耐火金庫 ・ホームタンク 等	破碎・選別
(有)黒石スクラップ センター	黒石市松原 1 4 5		選別
(有)みちのく	青森市浪岡大字浪岡字西富 田 3 4 4 - 3		
東北スクラップ工業	黒石市富田 6 9 - 2		

4) 廃乾電池の処理

家庭系の廃乾電池は、排出者が構成市町村の拠点回収場所へ持ち込む。持ち込まれた廃乾電池は、弘前地区環境整備事務組合を通じて再生処理業者へ処理を委託する。

なお、回収場所は以下の通り。

村内廃乾電池回収場所	田舎館村民体育館、田舎館村ふれあいセンター 田舎館村光田寺コミュニティセンター
------------	--

- ・事業活動で発生したものは産業廃棄物となる。
- ・廃乾電池はアルカリ・マンガン電池及びボタン電池類と二次電池（充電式電池及び蓄電池等）類と分別して持ち込む。

第3章 生活排水

I し尿・浄化槽汚泥排出量

本計画の処理形態別人口に基づいた令和8年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量を次のとおり推計する。

(t/年)

	令和6年度 (実績)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (計画量)
し尿汲み取り量	249.6	239.2	240.0
浄化槽汚泥量	218.5	228.2	230.0
農業集落排水施設汚泥量	427.1	415.0	420.0
計	895.2	882.4	890.0

※ 令和7年度については12月までを実績値とし、1月～3月を推計値としている。

II し尿・浄化槽汚泥の処理主体

1. 収集運搬の概要

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、村内全域を対象に廃棄物処理法に基づく一般廃棄物許可業者により実施する。

区 分	し 尿	浄化槽汚泥
収 集 運 搬 業 者	許可業者2社	許可業者11社
収 集 運 搬 車 両	バキューム車	
収 集 方 法	排出者が許可業者に申込み	

2. 処理施設の概要

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、津軽広域連合の津軽広域クリーンセンターへ搬入され、夾雑物の除去、希釈後に青森県の岩木川浄化センターへ投入する。また、津軽広域クリーンセンターで発生する「しさ」は、弘前地区環境整備センターで焼却処理する。

施 設 概 要	
施 設 名 称	津軽広域クリーンセンター
所 在 地	弘前市津賀野字浅田1273
処 理 方 式	夾雑物除去 → 希釈投入方式
処 理 能 力	116kℓ/日
供 用 年 月	平成27年10月

Ⅲ 適正処理の推進

1. 広報・啓発活動

家庭から排出される生活雑排水の未処理放流水が生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁要因となることを広く周知し、生活雑排水対策の必要性、重要性について定期的な広報、啓発活動を実施する。

Ⅳ し尿処理体制の検討及び実施

下水道等の普及などによるし尿汲み取り量及び人口の減少に対応するため、許可制度により行っているし尿処理業務に関して、今後の社会情勢に即した効率的な処理体制の確立や業者の許可等について、村の現状に即した形となるよう検討・実施する。